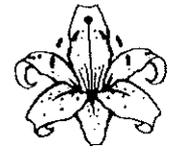


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 5 年 1 月 6 日 (金曜日)

定期 第 373 号

毎週火曜日及び金曜日発行

| | | | |
|---|-----|---|---|
| 目次 | ページ | 神奈川県選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に新たに就任した者の氏名及び住所 | 2 |
| ○告示 | | 公職選挙法施行令による施設の指定 | 3 |
| 神奈川県県税条例施行規則による不動産取得税の減免対象不動産の指定の一部改正 (総務・税務指導課) | 1 | 公職選挙法施行令による指定施設の名称変更 | 3 |
| 救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課) | 2 | 公職選挙法施行令による指定施設の所在地変更 | 3 |
| 道路の区域変更 (県土整備・道路管理課) | 2 | 公職選挙法施行令による施設の指定取消し | 3 |
| 青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課) | 2 | ○公告 | |
| ○労働委員会告示 | | 農地を利用する権利の設定に関する裁定 (環境農政・農地課) | 3 |
| 自治労神奈川県公営企業労働組合について労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定 (労委・審査調整課) | 2 | 都市計画の図書の写しの縦覧 (2 件) (県土整備・都市計画課) | 4 |
| ○選挙管理委員会告示 | | コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止 (内水面漁場管理委員会) | 4 |

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川告示第 1 号

神奈川県県税条例施行規則による不動産取得税の減免対象不動産の指定 (平成 14 年神奈川告示第 708 号) の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 月 6 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表 1 の項及び 5 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同表 9 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、同表 11 の項及び 12 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同表 24 の項及び 25 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、同表 37 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同表 44 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改め、同表 57 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改め、同表 63 の項中「同」を「平成 17 年 10 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで」に改め、同表 71 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同表中 72 の項から 75 の項までを削り、同表 76 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 72 の項とし、同表中 77 の項を 73 の項とし、78 の項から 88 の項までを 4 項ずつ繰り上げ、同表 89 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 85 の項とし、同表中 90 の項を 86 の項とし、91 の項から 95 の項までを 4 項ずつ繰り上げ、同表 96 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 92 の項とし、同表 97 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 93 の項とし、同表中 98 の項

から 100 の項までを削り、同表 101 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、同項を同表 94 の項とし、同表 102 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 95 の項とし、同表中 103 の項を 96 の項とし、同表 104 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改め、同項を同表 97 の項とし、同表中 105 の項を 98 の項とし、106 の項から 110 の項までを 7 項ずつ繰り上げ、同表 111 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 104 の項とし、同表中 112 の項を 105 の項とし、113 の項から 118 の項までを 7 項ずつ繰り上げ、同表 119 の項を削り、同表 120 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 112 の項とし、同表中 121 の項を 113 の項とし、同表 122 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、同項を同表 114 の項とし、同表中 123 の項を 115 の項とし、124 の項から 129 の項までを 8 項ずつ繰り上げ、同表 130 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 122 の項とし、同表 131 の項を削り、同表 132 の項中「下槽屋の一部」を「下槽屋東 1 丁目から 3 丁目までの各一部」に、「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 123 の項とし、同表中 133 の項を 124 の項とし、同表 134 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、同項を同表 125 の項とし、同表 135 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 126 の項とし、同表 136 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改め、同項を同表 127 の項とし、同表中 137 の項を 128 の項とし、138 の項を 129 の項とし、139 の項を 130 の項とし、同表 140 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、同項を同表 131 の項とし、同表中 141 の項を 132 の項とし、142 の項から 144 の項までを 9 項ずつ繰り上げ、同表 145 の項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改め、同

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号 一部 三八〇円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一 一

印刷

横 浜 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 一 五 一 二 七
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社
電 話 横 浜 (〇 四 五) 五 七 一 一 三 五 〇 八

方法務局横須賀支局に補償金を供託します。

7 その他

農地の所有者等は、横浜地方法務局横須賀支局において補償金の還付を受けることができます。

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により秦野市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和5年1月6日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

秦野都市計花生産緑地地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により厚木市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和5年1月6日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

厚木都市計花生産緑地地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

イ 公的機関が試験研究の用に供する場合

ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

2 指示期間

令和5年2月1日から令和6年1月31日まで

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和5年1月6日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) コクチバスを県内の内水面(河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等をいう。以下同じ。)において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 公的機関が試験研究の用に供する場合

イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

(2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合